

奈良県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月八日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第二十一号

奈良県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

**第一条** 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十号様式、第十一号様式、第十一号様式の三から第十二号様式まで、第十五号様式及び第二十一号様式の二中注を削る。

第二十二号様式中注2を削り、注1を注とする。

第二十三号様式中注4を削る。

第二十三号様式の二及び第二十三号様式の三中注3を削る。

第二十三号様式の五及び第二十三号様式の六中注を削る。

第二十五号様式中注2を削り、注1を注とする。

第二十六号様式中注を削る。

第二十七号様式中注2を削り、注1を注とする。

第二十八号様式中注を削る。

第二十九号様式及び第三十号様式中注2を削り、注1を注とする。

第三十一号様式から第三十四号様式まで、第三十六号様式、第四十一号様式、第四十二号様式及び第四十五号様式中注を削る。

第四十六号様式中注4を削る。

第四十七号様式中注を削る。

第四十八号様式中注3を削る。

第四十九号様式中注を削る。

第五十一号様式中注5を削る。

第五十二号様式中注2を削り、注1を注とする。

第五十三号様式、第五十八号様式から第五十九号様式の二まで、第五十九号様式の四及び第六十号様式中注を削る。

第六十二号様式中

「 3 個人番号 (法人番号) 欄は、特別徴収義務者の個人番号 (行政手続における番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定するは法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいいます。)) を記載してください。」

申告書の作成について、ご不明の点がありましたら管轄の県税事務所又は県庁税

特定の個人を識別するため

個人番号をいいます。) 又

い。

を

務課へお尋ねください。

申告書の作成について、ご不明の点がありましたら管轄の県税事務所又は県庁税

務課へお尋ねください。

に改める。

第六十三号様式中注2を削り、注1を注とする。

第一百一号様式から第一百一号様式の三までの規定中注を削る。

第一百二号様式中注2を削り、注1を注とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正

**第二条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則 (昭和

六十一年十二月奈良県規則第二十八号) の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中注を削る。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

**第三条** 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則 (昭和六十三年七月奈良県規則第二十五号) の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中注を削る。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

**第四条** 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二年三月奈良県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中注2を削り、注1を注とする。

第二号様式から第四号様式までの規定中注を削る。

(奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

**第五条** 奈良県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中注4を削る。

第四号様式、第五号様式及び第七号様式中注を削る。

第八号様式中注3を削る。

第九号様式中注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中注4を削る。

第十一号様式及び第十二号様式中注を削る。

第十三号様式及び第十四号様式中注2を削り、注1を注とする。

第十五号様式中注を削る。

第十六号様式中注2を削り、注1を注とする。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

**第六条** 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例施行規則(平成二十一年七月奈良県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中注を削る。

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

**第七条** 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十八年六月奈良県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中注を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則、第二条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則、第三条の規定による改正前の関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例施行規則、第四条の規定による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則、第五条の規定による改正前の奈良県産業廃棄物税条例施行規則、第六条の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例施行規則及び第七条の規定による改正前の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。